

令和元年第2回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

令和元年6月17日（月曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第39号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について

第40号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

第41号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

第42号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について

第43号議案 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

第44号議案 工事の請負契約について（北部中学校施設整備工事）

第45号議案 財産の取得について（中学校学習用コンピュータ）

第46号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 藤 江 徹 君	9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦あきら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野千代子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 丸 山千代子 君	16番 稲 吉 照 夫 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 近 藤 学 君
参事（企業誘致担当） 夏 目 隆 志 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健 康 福 祉 部 長 藪 田 芳 秀 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
建 設 部 長 羽 根 洵 闊 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
消 防 長 都 築 幹 浩 君	企 画 部 次 長 成 瀬 千 恵 子 君
兼 企 画 政 策 課 長	
環 境 経 済 部 次 長 太 田 義 裕 君	建 設 部 次 長 佐 々 木 要 君
兼 水 道 課 長	
消 防 次 長 兼 小 山 哲 夫 君	会 計 管 理 者 石 川 正 樹 君
消 防 署 長 兼 出 納 室 長	

職務のため議場に参加した議会事務局職氏名

事務局 長 山本 富雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（稲吉照夫君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者18名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、7番 廣野房男君、8番 藤江徹君の御兩名を指名します。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、第39号議案から第46号議案までの8件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

始めに、第39号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回の火災予防条例の一部改正でございますけれども、今回火災報知器の免除の対象となる施設で特定小規模施設でございます。この特定小規模施設と

はどういうものなのかということと、同時に、町内にこの対象施設はあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 議員お尋ねの特定小規模施設、それから対象施設があるかどうかということでございます。

消防法上、いろいろな施設が規定をされてございます。法令上の中では別表第一ということで、約20種の種別がいろいろと規定をされてございます。こういった中にはカラオケボックス、旅館、病院、特別養護老人ホーム、それから大きくは山林ですとか、こういったものまで分別をされているわけでございます。

今回この特定小規模施設と言われますのは、この規定をされました施設の中で延べ面積が300平方メートル未満の施設ということで、消防法の施行令の中で規定をされてございます。本町におきまして、こういったカラオケボックスですとか病院、こういったものもございまして、それら300平米未満の施設が対象となるということでございます。

それから、もう一つの対象施設があるかどうかということでございますけれども、本町におきましていろいろと調べてみましたら、1つございました。事業所で1つ、施設で1つということでございますけれども、議員さんたちも御存じかと思えます、山の上でございます天の丸でございます。この天の丸の敷地内といいますか、ここに離れというものがございまして、風の谷の庵、この施設が法令上の特定小規模施設、これに該当するということでございます。現在は営業をしております、法令に適応した形での施設となっております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この特定小規模施設は、現在、町内には1カ所ということでございますけれども、いろいろ調べてみますと、民泊施設等がこの対象施設にもなってきたわけでございます。先ほど言われましたように、宿泊施設もこの対象となるということでございますが、幸田町にはこうした民泊の届け出はないということで対象施設には当たらないわけでありまして、これからオリンピック等がありますと、もしかしたらそのような施設も町内に、あるいは、また幸田町も観光に力を入れてきておりますので、そうした点におきましては農家民宿、あるいはそういうような類似施設等もこれから出てくるかもしれないわけでございます。そういうときに、やはり、現在は1カ所でありまして、これからはあるということでこの安全基準、これについて自動消火報知設備こうしたものをきちんと設置するという、安全基準について周知もしていく必要があるというふうに思うわけでありまして、この辺についてはいかがでしょうかということと、それから、例えば農家民宿等におきましては、それぞれ個人の住宅に火災報知器も建てられておりますけれども、しかしながら、それと同時にこの自動火災報知設備、これも対象となってくるのかどうなのかも合わせて伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 今回のこの消防法の改正というものにつきましては、確かに民泊

等の施設がこれから多くでき上がるということで、それも含めた改正ということになってございます。本町といたしましても、こういったものに関します周知というものは徹底をしていきたいとは考えておりますけれども、広報ですとかホームページですとか、それぞれ届け出等があった場合に該当するか否かしっかりと確認をして、周知等もしていきたいというふうに考えております。

それから、これら施設の安全基準ということでございますけれども、もう既に10年以上がたっているわけでございますけれども、各家庭には火災警報器ですね。煙もしくは熱によります警報器の設置義務という形で、罰則等はないわけですが設置の義務が課されているということでございますけれども、これらは基本的には単独なお知らせをする機械ということになるわけでございます。大きな施設になりますと、それぞれ自動の消防署であったり、いろいろなところへ通報をする、なおかつスプリンクラー等が自動で作動するような消火施設ですね、こういったものがあるわけでございます。今回のこの特定小規模施設というものにつきましては、これもやはり多くの人が入りをするような施設ということがございまして、家庭用の警報器、これらとは別にもうワンランク上といいますか、自動の火災報知器、こういったシステムよりも、逆にいいますとワンランク下といいますかね。こういった形の報知施設ということになってございます。ということで、民泊ですとかこういったものにつきましては、家庭用よりもさらに上、大きな施設よりは下というものが義務づけされるということになってございます。

安全基準ということでございますけれども、これらにつきましては、当然のことながら家庭用よりは遥かに上なわけございまして、外部への報知ですとか、こういったものもされるものとなっております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 家庭用と比較をすると、さらに安全基準が増してくるよということでございます。その中で先ほどは天の丸ということで言われましたが、対象施設の中では20種規定をされているということでございますが、その中でカラオケボックス等もあるよということだったわけですが、町内にこの20種の規定の中では本当に1カ所だったのかということでございます。漏れはないのかということでございますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 一応20種のいろいろな施設の規定があるわけでございますけれども、それぞれ一般的には法律の改正前によります自動火災報知設備ですね、こういったものがつけられているということで、法改正後につきましては若干規制が緩まった形での規制ということで、これらが特定小規模施設ということになるわけでございます。したがって、現在のところでは、町内におきます特定小規模施設におきます火災報知設備、これに該当するものは1カ所だけというふうに認識しております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 法改正の前の自動火災報知施設よりもさらに規制が弱まったということからすると、例えばこれを利用する住民にとって言えば、逆に安全基準ということから考えると危険が増すように受け取れるわけでございますけれども、その辺はいか

がなののでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 議員お尋ねの安全基準という意味から申し上げますと、家庭用というのは、ただ火事ですよとかお知らせをするだけということでございまして、大規模施設それから今回のこの特定小規模施設、これらにつきましては、火事・火災こういったものの認識と消火というものが備わっているわけでございまして、設備的には高価なものか安価なものかというだけの違いというふうにお考えいただければ結構でございます。特定小規模施設につきましては、大きな工場ですよとかこういったものの自動のスプリンクラー施設とか、こういったものよりも安価に設置ができるというふうにお考えいただければ結構かと思います。安全基準につきましては問題なしということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今回の火災予防条例の一部改正でございしますが、まず文言についてお伺いをいたします。

改正前のところは、作動時間が60秒以内が消えて、今回1種という言葉が入ってまいりました。そのことについての1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドとはどういうものかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 議員お尋ねの種別1種ということ、それから作動時間の60秒ということでございます。ここで言うておりますスプリンクラーヘッド、これらにつきましては種別が2種ございます。1種と2種、それから作動時間につきましては60秒以内と規定してございます。60秒以内で早く作動するもの、それから60秒を越えて遅くといいますかね、作動するもの。こういったものがあるわけでございます。御質問の第1種のスプリンクラーヘッド、閉鎖型と言われておりますけれども、このまず第1種につきましては、高いか低いといいますと、高感度のスプリンクラーヘッドということになります。第2種というものが、感度が低いといいますか、低感度とは言いませんけれども感度が低い。この種別につきましては、例えば日ごろから熱を持つてる作業場といいますか、こういったところでは誤作動を防ぐためにこの2種の感度の低いものを使います。それから、家庭ですよとか宿泊施設みたいな熱のないような施設ですね、こういったものにつきましては1種。ここで申し上げますと、75度以下で作動をする、これが高感度になります。こういったスプリンクラーヘッドということになります。

それから、この閉鎖型というのがあるわけでございますけれども、閉鎖型それからもう一つが開放型というのをございまして、閉鎖型というのは機械的もしくは物理的によく天井についてますスプリンクラーヘッドでございますけれども、このヘッドのところまで水の来ているもの、これが閉鎖型。これは熱を感知しますと、ヘッドのトップの部分が破壊されまして水が出てくるというのが閉鎖型。常にここを閉めている形ですね。それから、もう一つございますのが開放型というものでございまして、これは水を流せ

ば垂れ流しになるスプリンクラーヘッドですね。ということは、もとで水をとめている状態のスプリンクラーヘッドという、こういった違いがございます。この辺のところがお尋ねの文言の違いということになります。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました、大体。1種と2種があるということで、1種が高感度の高いということで、2種がそうではないということでお伺いをいたしました。本当に誤作動を、常に熱があるところは2種だというふうにお伺いをしましたが、閉鎖型のスプリンクラーというのは、天井までその熱が上がったときにさっと出てくるという、そういうスプリンクラーヘッドなのかなということを少しながら理解をさせていただきました。文言的にはわかりました。

次に、小規模施設の免除となる町内施設のことでお伺いをするわけでございますが、先ほど丸山議員のほうから御質問の中で、対象施設は天の丸の離れが一応対象だということをお伺いをいたしました。既に、ここのところは法的にのっとなっているということでお伺いをしました。また、例えば今後こういう対象の施設が町内の中で申し込みがあった場合は、こういうふうには火災予防条例の改正があってこうですよということを周知するというので、それもホームページ等を使って周知するというのでございますので、わかりました。とにかく幸田町の対象の施設が安全でおられるようお願いをしたいというふうに思っております。可能性としては、この対象の施設というのは今後申し込みが可能性としてあるかどうかということだけ、消防長のお考えだけお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 今回この消防法の改正というものが、ある意味民泊というものを認知した上での法改正ということがございます。民泊の届け出というものは、国内でもう既に実施をされているわけでございまして、関東、東京と大阪の二極集中というふう聞いております。しかしながら、幸田町におきましても民泊というものができないわけではないというふうには考えますので、こういった300平米未満の民泊施設、2階をお貸しするのですとか、離れをつくってそこを利用するとかいう形のものできてくる可能性というのは十分にあるかと思っております。ただ、今後につきましては、そういったものの動き等がわかりましたら、我々のほうとしましてもこういった法改正等を周知していきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第39号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第40号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 国民健康保険税条例の改正でございますが、医療分の限度額を3万円引き上げるということでございます。国民健康保険税につきましては非常に高く、協会けんぽ等と比べますと倍以上の負担額となっているということから、とても高く払えないというような状況になってきている中で、今回、国の改正に伴って、さらにま

た限度額を国どおりに引き上げてくるということからも、これは加入者にとっても大きな負担となるわけでございます。そこで、この医療分についての限度額は、これは対象世帯数につきましても資料として出していただきました。65世帯ということで、影響額が186万円。これは3万円に65世帯を掛けてそのまま出てくる金額かというふうに思うわけでございますけれども。それと同時に、次には、あわせて低所得者軽減。これも改正を抱き合わせでするわけでございます。その対象が、5割軽減が517世帯の911人で、41万円の減額。2割軽減が490世帯の928人の対象人員として21万円の減額。合わせて62万円が低所得者軽減が行われるわけでございますが、しかしながら、このように国保税が次々と引き上げられる、このことについて質問をしたいというふうに思いますが、この件について今まで担当課としては負担を引き上げることなく維持に努めていきたいと。こういうことを答弁されてきた経過からすると、国どおり次々と上げられることについてどう思われるかということでございます。いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回、令和元年度の国保税につきましてもの改正をお願いしているところでございます。当然この流れにつきましては、国のほうから法改正に伴いまして限度額を引き上げていく、こういう考え方は前からも伝わってきたところで、どういったタイミングでどのように改正をしていくべきかということにつきましては、担当課あるいはこちらの町内部におきましても検討のほうは進めさせていただいたところではございます。そういった中で結果としましては、これまで法改正に伴いまして引き上げのほうはさせてきていただいた経緯もあったということもございまして、この6月議会において上程をさせていただいたものであるというふうに思っております。当然この考え方の中には、おっしゃられますように国保税が高くて払えないというような状況、こういったことも十分考えて、どういったふうな形で本町が国保制度を運用すべきかということを考えていった上で、最終的にはちょっとなったということではございます。近隣等も、全て一律に上げていくところばかりではないというふうには思っておりますけれども、そういったところも踏まえまして、本町としましてはこのタイミングでお願いしていくというふうなことになったということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 課税限度額につきましては、以前は国が引き上げても様子を見ながら、2年後、3年度という形の中で引き上げを図ってきた。ところが、今、直近におきましては、国が限度額を引き上げればすぐそれが反映されてくるということで、次々と引き上げをされてきた経過があるわけでございます。このように限度額を引き上げることによって、一部分的には低所得者軽減ができると、中間層への影響も少なくなってくる。こういうことも言われるかというふうに思いますが、しかしながら、高い国保税、高い限度額、このことが逆に悪循環となって滞納者を引き起こしていく、こういうことにもつながるわけでございます。金額的には186万円という金額だから、なぜ引き上げなければならなかったのか。これは県がいわゆる示してきた標準税額、これに合わせてのことから考えれば、引き上げる必要があったのかと。その点についてもお

尋ねたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かにこれまでの経緯の中で、国が出してきたものをすぐさま引き上げにつなげるという考えばかりでなかったという御指摘かというふうに思っております。当然そういったところも含めまして、私どももどのようにこの国保制度を運用していくかということを考えていった中で、限度額の引き上げ、これもございませけれども、反面低所得者の方々に対します法における減免ですとか、あるいは条例減免こういったものも合わせて、確かに3月議会にも若干ですけれども上程させていただいたということで、一方的に上限だけを上げるということではなくて、低所得の方に対しましての条例減免も充実をどちらをさせていくというふうな形で、制度のほうは考えていった中で今回の条例としてお願いをしているという経緯でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

○12番（水野千代子君） 今回の国民健康保険税の一部改正でございます。私の質問では、課税限度額の改正の影響額、また対象、判定所得基準額の改正による影響云々をお聞きをいたしました。資料として出ております。課税限度額の改正による影響は、医療分としては186万円ということで、次の低所得者に対する判定所得基準額も5割、2割でこのように出ております。62万円だということも出ております。今回、国保制度運営のための重要な財源ではないのかなというふうに思うところでございます。低所得者軽減に係る判定所得基準額が拡大される、これが一番の大切な今回の一部改正ではないのかなというふうに思います。低所得者に対する配慮はなされているというふうに考えております。安定・安全な国保制度となりますようによろしく願いをいたしまして、質問を終えたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、今回の条例改正に対しまして引き続き健全といたしますか、しっかりした国保運営をとということでおっしゃられたというふうに思っております。はい、引き続き、もちろん国保税が高いという御指摘も踏まえながら、やはりこれは住民の生活を本当に底辺で一番最後に支える本当の根幹となる医療制度であるというふうに思っておりますので、きちんとこれが運用されていかなければならないというふうに思っておりますので、引き続きまた御指導のほうをいただければというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第40号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第41号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

○15番（丸山千代子君） 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正でございますが、今回この貸付利率につきまして現行3%が1%になるということで、より利率を下げたということと同時に、この償還方法も払いやすいほうになったということで、一つのこれは制度の充実を目指されたということのようでございますが、この貸付限度額が3

50万円ということでございます。災害が起きますと非常にそれぞれ大きな被害を受ける方たちにとっては、これが350万ではなかなか足りないという状況もあるというふうに思うわけでございますが、この関係で限度額の引き上げはなかったのかということでございますけど、その点についてお聞きしたいということと、今までに災害援護資金、この弔慰金の実績があったのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回、災害援護資金の貸し付けに関します条例改正についてお願いをさせていただいているところでございます。確かにこの災害弔慰金の支給等に関する法律ですね、こちらと施行令、ここに関しまして国においてこの制度について定められているところということでございます。この制度に乗っかっていく考え方であるのであれば、これは確かに今回お願いしております貸付利率の設定ですとか償還方法、保証人の有無とか、こういったようなことにつきましては法令の範囲内で市町村の裁量で決めてもいいですよという制度にはなっておりますので、これに乗った形では確かに貸付限度額というものについては、これは法の中で定めてありますので、これについての額でお願いするというような考え方であるということではございます。ただ、これとは別に上乘せするとかそういう考え方であるのであれば、それは確かにこれは別途また出していくということは決して不可能ではないというふうに思っているわけでありまして、当面災害弔慰金の支給等に関する法律に関しまして、この法に基づきます支給のほうを考えていくということでありまして、現在のところ貸付限度額を引き上げるといって具体的にはちょっとないということでございます。

そして、またこの法律に基づきまして、これは県が申請します災害救助法が適用された自然災害に対しましての貸し付けということになりますので、もちろん東日本大震災こういったものであればもちろんですけども、昨年度においても大阪北部地震ですとか、あるいは7月の豪雨、8月の豪雨、それから9月の北海道の胆振地震ですとか、こういった例におきまして支給というふうなものが想定されるという制度でございますので、これは幸いにもといいますか、本町におきましてはこれに該当する災害という形のものがないと、住居ですとか家財こういったものに対する被害がなかったということでありまして、貸し付けの実績はないということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 幸田町におきましては、国が指定するような災害救助法に基づく被害はないということで理解をいたしました。過去におきましては、三河地震等で地震による大きな被害、死者等も出たという、こういうことでございますけれども、これは昭和48年に制定をされているということから幸田町での実績はなかったということでございます。いずれにいたしましても、これから南海トラフでの災害が予想される中におきまして、こうした災害援護資金対応というのは充実、これはやはり充実させていかなければならない問題かというふうに思いますが、いずれにいたしましても国によるものというふうに理解をいたしましたので、また再度幸田町においてのそうした補完をするものに変えていくことになろうかというふうに思っておりますので、その点についてもこれから考えていかなければならない問題なのかなということ提起いたしまして、終わり

たいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） この制度におきましては、やはり被災された方々の生活をいかに支えていくかということが一番の根本的な考え方の中にあるということでございますので、将来想定されます大規模災害に備えて、これはやはりどのような形で支援制度を充実させていくかということについては、これも重要な課題であるというふうに思ひまして、引き続き検討のほうはさせていただきたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

○12番（水野千代子君） 今回は災害弔慰金の支給、今までの実績を私もお聞きをしようかなというふうに思っておりましたが、ただいまの答弁で理解をいたしました。本当に町として大きな災害がないことを祈るものでありますし、またこの制度の充実をお願いを申し上げまして、質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員に御指摘いただきましたとおり、この制度につきましても充実をさせていって、もし不測の事態でこういった災害が起きた場合でありましても町民の方の生活を守っていけるように、制度のほうを充実させていけるように検討していきたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第41号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第42号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

○15番（丸山千代子君） 介護保険条例の一部改正におきましては、今回、国が消費税10%引き上げに伴う措置として低所得者を対象にする介護保険料の軽減ということで、今回、第3段階までの率を引き下げをしていくというものでございます。それにおきましてこの対象人数とそれから影響額についてお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 介護保険料の今回国がこの秋に予定しております消費税10%の引き上げに伴いまして、介護保険料の軽減を実施するというところでございまして、対象が1段階、2段階、3段階ということになりますので、まず第1段階におきましては、対象見込者数が713人です。軽減予測といたしましては459万9,000円が見込みです。それから第2段階です。これが472人で、304万4,000円。そして、第3段階が398人で、51万3,000円ということで、合計いたしますと1,583人で815万6,000円というのを影響額として予測しているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） これにおきます負担でございすけれども、この負担はどこになるのかということでございます。今、第7期の介護保険料ということで基準額が5万1,600円、こういう中で来年度まで第7期でございす。ですから、この第7期の分と

していわゆる今年度の10月からの分とそれから来年度の1年分という、実施をされた場合ですよ、消費税10%増税が実施された場合にこのようになるということで試算をされた結果が、対象人員が1,583人の815万6,000円ということで出されたわけでございますので、その点についてこの負担額、これはどこが負担をするのかということでございますけれども、その点についてお答えいただきたいと思います。それから、今、影響額を聞きましたけれども、これは1年半分の影響額なのか。この確認です。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、御説明させていただきました額につきましては、これは本年度ですね、半年分にかかわる部分ということでございますので、次年度はこれは当然見込みになってしまうわけではありますけれども、この制度でいけば次年度は単純に対象人数が同じとすれば軽減額は倍になって、1,600万円という規模になるというふうに考えているところでございます。

そして、この軽減にかかわります財源ということでございますけれども、もともと確かに介護保険制度におきましては公費が半分で、あとは1号被保険者、2号被保険者がそれぞれの割合で負担していただくというものになってきております。ですので、この保険料に関しましては基本的にはこれは保険料の中でということであるんですけども、今回は消費税の引き上げにかかわりましての軽減ということでありまして、ここの部分については公費を投入するという国の考え方でありまして、そうしますと本町におきましてこの額を公費としていただいた場合にこの制度におきましては国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1と、こういった財源の内訳で公費負担をいただいて軽減を行うという、そういったことになるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回の介護保険料の低所得者軽減につきましては、これは国の政策でございます。そういうことから考えると、本来ならば全て国が負担しなければならぬ問題ではなかろうかと私は思うんですけども。この介護保険料は、そもそも介護保険事業計画の中で算出をされた介護保険料でございます。それに伴って段階も、幸田町の基準額を第5段階が基準額でしたかね。それにして、さらに11段階までやっている。こういう状況の中で全ての料金を出して、それに伴う今度はサービスをどう提供していくか。こういう介護保険の運営がなされていく中で、途中から税率が引き上げられて、そして今度は国の政策で軽減をするならば、これは国が本来負担しなければならぬのじゃなかろうかと思うんですけども、その点についてはどう考えられるのかということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、介護保険制度におきます保険料の算出につきましては、議員が申されましたように、サービス料を見込んだ形でそこに対して、それぞれ国・県・町あるいは1号被保険者・2号被保険者が負担する割合というものでこのものを算出して、それぞれで負担をいただいていると、こういった運用でございます。そういった中で、今回、確かに国におきましては消費増税を行いまして、国の施策で低所得者対策を行うというものでございますので、その考え方につきましては全て国費とい

う、確かにそういった考え方も考え方としてはそうなのかなというふうに思うところではございます。これは確かに国の制度の中で公費投入というものの中で決められた中で、5割の公費とは別枠で公費を投入するということです。これまで1号被保険者の中で負担をほかで調整していたものを公費として投入して、低所得者の高齢者保険料の軽減を強化しますという、こういった考え方の中ではあるんですけども。その中で示されているのが、確かに負担割合が国・県・町で介護給付費と同じ仕組みでこれは公費投入をするというものであったということではございます。こういった国の施策の中です。一部確かに消費税も地方消費税とかあるのかもしれませんが、介護保険に関しましては国がそういった考え方です。申しわけありませんが、そういった形での負担ということをお願いしていきたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今までこうした低所得者軽減ということをそれぞれ行ってきたわけではございますが、今回は消費税が10%引き上げになるに伴ってのかなり思い切った低所得者軽減というのに踏み切って、基準額に対する税率をこのように軽減をしてきたわけではございますが、これは第7期における対応ではございます。国は、今度第8期に当たってはどのように言っているか。これについてつかんでおられたらお答えいただきたいというふうに思うわけではございます。今までは基準額に対して例えば0.45、このようにやってきたわけですね。最高幸田町の場合ですと1.9までやっておられる。こういう中で次の第8期についての方針というのはもう示されているのでしょうか。この点についても、例えば消費税10%が実施された場合は、ずっとそれが低所得者への大きな負担。消費税は低所得者ほど負担が高くなる、こういう逆進性を持つ税率でありますので、このようにこれがこの第7期限りなのか、それともこれからこのようにしていく、そういう考えを示されたのか、あわせてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに今回2020年ですかね、令和2年こちらまでが第7期の介護保険事業計画の範囲内ではございますので、ここについての保険料についての負担割合について今回示させていただいたとおりではございます。具体的にこれまでの事例を考えていくのであります。確かに一度ここで条例で決めたものを、8期になったからまた基準に戻しますとか、そういった形ではなかったというふうに思っております。ですので、基本的にはこのものを踏襲しながら、第8期の計画というものについては策定をしていくものではないかというふうに考えているところではございますが、具体的にちょっと今国のほうからこういった指示があるというものについては、まだ確認はちょっとできていないということではございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この保険料率の低所得者軽減について言えば、この第7期のみだけだということで、次の計画の中にはまだわからんということで、指示はないということではわかりました。

それで、今回消費税が10%増税実施というのは、これは10月実施ということをおっしゃっていただいておりますけれども、まだわからない部分があるわけですね。どうなるかわから

ない。そういう中で、例えば消費税10%増税が延期になったとした場合は、これはどうなるのかということでございますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回、議案を上程させていただくもの前提といたしましては、この10月に消費税が10%に引き上げられるという、こういったものを前提に制度のほうは確かに構築をさせていただいているところではございます。実際、じゃあ、必ずこれになるかという可能性がまだこれは決まっているわけではないという、そういった実情も確かにあるのかなというふうに思っております。ただ、これに対しましては、いわゆる介護保険もそうですけれども、さまざまな分野におきましてこの10%を想定いたしましての軽減措置というものが行われているというふうにも思っておりますので、基本的にはここで決めさせていただいているものでありますから、仮に上がらなかったとしても、これは条例で決まっておりますので、これはやはりやるものだというふうに思いますけれども、もしそういった引き上げないという考え方がもし出されるなら、今までそれを想定して決めてきたものについてどういうふうに措置するのかというものは、そのときに国から指示等があって、一時凍結にするのかとかいろいろ考え方があるのではないかとこのふうには思っております。基本的にはこれはこういうふうに関心させていただくものでありますので、この率で実施をさせていただくものであるというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第42号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時01分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第43号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 10月からの消費税10%増税に伴う引き上げの議案でございますが、今回のこの議案におきましては、7つの改正による料金引き上げが予定をされるわけでございますけれども、いずれにいたしましても消費税10%増税は住民にとって大きな負担となるばかりでなく、景気をさらに冷え込ませるものであるということがこの改正にも明らかではなかろうかというふうに思うわけであります。とりわけ水道料金や下水道料金の引き上げは、毎日の生活に伴うものでございます。こういったものが住民の負担となってかかってくることで、これはとりわけ低所得者層への負担は大きなものであります。そのことを主張して終わりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 今回お願いをしております条例の改正につきましては、その使用料等の算定に当たり、消費税の考え方を最終的に取り入れて計算をする仕組みとな

っております。今回の消費税等の増税に対応するものとして御理解をいただきたいと思
います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、1番、田鏡毅君の質疑を許します。

1番、田鏡君。

○1番（田鏡 毅君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、初めての議案質
疑での質問をさせていただきます。自分自身で内容について勉強をしてきましたが、住
民目線で見たとときに疑問に思いました点について質問をいたします。

1点目ですが、第43号議案2に書かれております制定の概要、ここに記載の計算に
係る割合の数値表現についてであります。本議案では、消費税法の一部が改定され消費
税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提
案理由の説明がありました、いわゆる先ほど来出てます消費税率が8%で記載されてい
るものを10%に書きかえるというものと理解をしております。

対象となる条例は、先ほど丸山議員にもありましたが、7つありまして、第1条の幸
田町都市公園条例始め7つであります。こういった説明の中で、この議案に書面として
活字が並んでいるのを見ますと、中に4つほど、第1条の幸田町都市公園条例、それか
ら第4条の幸田町法定外公共用物の管理に関する条例、第5条幸田町道路占用料条例、
第6条幸田町河川占用料等条例、この4つの条例が1.08を1.10に改めると表現さ
れておりまして、ほかの3つの条例については、100分の108を100分の110
に改めると表現をされております。これはヒアリングでも少し確認を改めてさせてい
たいただきましたが、その中でも疑問に思いました計算に係る割合にこの2通りの表現がある
理由を改めて教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 条例の改正の具体的な内容というよりも条文の表記に係る法制
執務上のお尋ねということでございますので、総務部の私のほうからお答えをさせてい
たいただきます。

今、議員が申されましたとおり、今回、幸田町都市公園条例を始め7本の条例に係り
ます消費税率等の引き上げを本条例の制定1本で処理をさせていただくわけございま
すが、議員御指摘のとおり、その税率の表記が少数と分数2通りがございます。これに
つきましては、各条例の制定時期や改正の経緯等さまざまな要因が考えられますが、最
大の理由といたしましては、それぞれの上位法あるいは関係法令等に合わせる形で表記
をしているためということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田鏡君。

○1番（田鏡 毅君） ありがとうございます。膨大な文章においても細心の注意を払われ
ながら管理されているということに対して、大変な御苦勞があるのかなということは改
めて理解をさせていただきました。

ここから少し掘り下げて質問させていただきたいと思います。

巷のニュースでも、現在、消費税8%から10%への引き上げ、これは確定してない
状況ではあります、本年10月税率変更のあるなしに関係なく、条文の変更は今回の

タイミングが最適なのでしょうか。改めて確認をさせてください。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 消費税率の引き上げ時期は既に法律で定められたものであり、ニュースで報じられます消費税率引き上げ時期延期という要素は、我々地方自治体が法律に基づいて条例や規則を考える上では大きな意味を持ちません。我々が考えるべきは、実質の負担増となる今回の改正において町民等に正確な情報を伝え、十分な理解を得た上で施行するということであり、そのための周知期間としておおむね3カ月が必要と考え、この6月議会で条例案を提案させていただき、10月1日に施行といたしました。もちろん新たな法律でこの消費税率引き上げが延期されれば、それに応じた対応を各自自治体が条例規則で行うこととなります。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田鏡君。

○1番（田鏡 毅君） 徴収の仕組みをもとに住民への配慮、こういったことをしっかり考えられた上でのタイミングということで理解をいたしました。

今回こういった住民への周知ということですが、ほかの近隣自治体ですね、こちらも幸田町同様にこのタイミングでの対応というのを進めているのでしょうか。わかりましたら教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 近隣の他の自治体ということで、近隣の自治体西三河9市及びお隣の蒲郡という状況で答弁をさせていただきます。岡崎市と蒲郡市につきましては、3月議会にて改正済みということだそうです。それから、西尾市、安城市、碧南市、高浜市、みよし市につきましては、本町と同じこの6月議会にて改正を行うと。それから、刈谷市、知立市、豊田市につきましては、9月議会にて対応するという予定ということで伺っております。ちなみに愛知県につきましては、3月に改正済みというふうに伺っております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田鏡君。

○1番（田鏡 毅君） ありがとうございます。今回のような家計を直撃するような話題はすぐにやはり広まるということもあります。今のお話でいきますと、どの自治体も計画を立てて順に足並みをそろえる方向で準備をされていると理解をしました。

次に、先ほど出ました第1条都市公園条例であります。幸田町の都市公園条例の対象となる公園の数をまず教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 都市公園条例対象の公園の数につきましては、後ほど調査し答弁させていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田鏡君。

○1番（田鏡 毅君） 済みません、では、後ほど確認をしていただきたいと思います。

私の調べている範囲ですと、全体で都市公園の条例ホームページに載っているものは29カ所あるのかなと思っております。中には街区公園、近隣公園、地区公園といった形で3つの分類があり、それぞれ大きさの規模によって分けられているということになります。中をちょっと確認をしましたが、今言った3つの大別ですが、この29カ所

あるうちの23カ所がこの街区公園という公園になってまして、市街地に住んでいる方たちが主に利用することを目的とした公園で、半径250メートルの範囲に0.25ヘクタールを標準として配置をされておまして、遊具や公園、休憩施設などを備えていると。これは、一応日常生活で一番身近に感じられる公園という記載になっておりました。次に4カ所ある近隣公園、こちらのほうはこの街区公園よりも大きくて、市街地の近隣に住んでいる方たちが利用することを目的とした公園でありまして、半径500メートルの範囲に2ヘクタール、これを標準として配置をされており、駐車場のある公園もありまして、車を利用して遊びに行くこともできると。最後に2カ所あります地区公園のほうですが、街区公園や近隣公園よりもさらに大きな公園ということで、大きなグラウンドがあって地域の方々がスポーツを楽しんだり、大きな遊具で遊ぶことができます。なお、占用に利用する場合、こちらは事前申請をするというふうになっておりました。

こういった紹介を見ますと、今回の趣旨としては消費税が上がるということですので、この公園を使用する方々の使用料、こういったところが何か変化があるのかなと思ってます。今回の条例によって、この近隣公園の一つでありますとぼね運動場を例に挙げますと、こちらは6時から稼働をしておまして、3時間ごとに時間区切りで各1,000円ずつの使用料がかかっております。ナイターの時間になりますと、軟式野球のほうで8,000円、ソフトボールのほうで7,000円ということで、照明を使う部分が多分入った上で料金が上がっているのかなと思ってますが、そういったような形で料金ももらうという形になっておまして、これはやっぱりスポーツが最近盛んですので、利用される方から見ますと、やはり消費税が上がった2%分は何らかの利用料金も上がるのかなという率直な不安の声を聞いております。こういったところの値上げ等々があるのかなどうかを少し教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今、議員お尋ねのとぼね運動公園でございますけれども、今回の消費税改正に伴う、私どもの管理している施設の料金改定の予定はございません。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田鏡君。

○1番（田鏡 毅君） ありがとうございます。値上げはしないという方向だと思っておりますので、安心しました。

最後に、この改正のタイミングはやはりここでやるのはいい機会だと思ってます。住民目線では率直になぜだろうという違和感がやっぱり、先ほど出しました計算に係る割合の数値表現のところでありまして、これは事務処理などの簡素化の観点からやっぱり統一をする考え等々があれば何かお聞かせ願ひしたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員の御提言の趣旨とてもよくわかります。上位法や関係法令等の表記はともかく、幸田町の判断として条例には表記できるわけでございます。その場合においても、関係法令等との解釈の差異が起きないようにその整合を念頭に条例を整備していくことを最優先にしたいというふうに考えているというのが現状でございます。

す。

○議長（稲吉照夫君） 1 番、田鏡君。

○1 番（田鏡 毅君） ありがとうございます。上位法令に対して忠実に条例を反映するというところは大変重要だと思っております。こういったことを理解はさせていただきました。ほかにもやはり条例の中で幸田町で表現を見直せるようなものがありましたら、今の話、意識を持っていただけるということかと理解をしております。やはり住民から見ますと、こういった文章を見られる方も意識の高い方がいらっしゃるのかなと考えておまして、やはり簡素でわかりやすい表現というのはすごく重要なことであると思っております。こういった住民にわかりやすくする取り組みは、これは過去から公文書の表現の統一等々、いろいろとほかの自治体でも本町においても取り組まれてきたと理解をしております。こういったところを簡素化することで、住民サービスへの有益な直接響くようなことがありましたらぜひ進めていただきたいと思いますし、そういった効率的な行財政運営に結びつくと考えておりますので、ぜひまた引き続き住民目線での対応をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。以上です。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回の消費税率の引き上げに伴い、同様の改正が必要となります条例はほかにはございません。今後、税率等の数値の表記に限らず、同趣旨の内容を表現するに当たり、特段の理由もなくその表記が異なっているような条例はないか等々をそれぞれの改正の時期に合わせて、よくそういう観点でチェックをしてまいりたいと思います。また、御提言をいただきました住民の方にもわかりやすい表現ですとか、事務の効率化等々を肝に銘じて法制執務に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 議員の御質問の最初の項目でありました都市公園条例対象の公園の数であります。議員の発言の中にもありましたが、そのとおりでありまして、街区公園が23カ所、都市公園が4カ所、地区公園が2カ所、合計の29カ所であります。

○議長（稲吉照夫君） 1 番、田鏡毅君の質疑は終わりました。

以上で、第43号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第44号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回の北部中学校の施設整備にかかわる入札でございますけれども、10社のうち3社が辞退をしているという、こういう状況でございますけれども、今までこの入札において辞退というのが非常に多く見受けられるようになってきたわけでございます。今回の北部中学校の入札におきましても3社が辞退という、こういう状況にありまして、この入札に関して指名に問題はなかったのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回の入札10社のうち3社が辞退ということについてのお尋

ねでございます。

辞退の理由につきましては、電子入札時に提出をされます辞退届に記載がございます。議案関係資料30ページに入札執行調書がつけてございますが、今回辞退をされました3社、まず丸洋建設株式会社様につきましては、予定価格範囲内の金額で応札ができなためということ。それから、株式会社ニシオさんにつきましては、見積もりをしたところ当社では不採算と判断したためということ。それから、酒部建設株式会社さんについては、技術職員の配置が困難なためということで、辞退3社のうち2社が金額的な要因、1社が人的な要因による辞退ということで、それぞれの会社の御都合等々による辞退ということで、入札自体は適正であったというふうに認識をしております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 3社のうちの2社につきましては、とても予定価の金額で、それが不採算で終わってしまうというようなことで応じなかったということでございますが、1社につきましては難しいという、こういう問題であります。こうした指名に当たっての選定、これが問題はなかったのかなというふうに思うわけであります。やはり、こうした指名に当たっては、これは10社のうちに町内業者は6社入っての入札があったわけでございますけれども、そういう中でこうした選定委員会においての指名にかかわっての基準やそうしたものがどうなっているのかなというふうに思うんですけれども、その辺について説明がいただきたいと思えます。

次に、中学校でございますので、授業も長時間行われる中で合間を縫っての工事ということが続けられるわけでございます。とりわけ北部中学校におきましては、開会日に辻村工業さんがエアコンを請け負うということで両方が入ってくるわけでございます。そうした関係上、やはりこの2社を合わせながら、調整をつけながらやっていくべきかなというふうに思うんですが、その点について授業への支障あるいは対策、この点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回の入札を執行するに当たって、業者の指名等々は適正であったかということでございますが、入札に当たりましては、幸田町入札参加者審査要綱の中の第8条で、入札参加者の選定基準というのが示されてございます。これによりますと、工事の種類が今回のような建築工事に分類される工事において、設計金額が7,000万円以上1億5,000万円未満の場合、選定業者数を10社以上というふうにしております。さらにその10社のうち、町内業者を6社以上、町外業者を4社以内というふうに規定をしているところでございます。今回この要綱に基づいて、町の入札参加者審査委員会で審査をした上で10社を選定しているということでございます。選定に当たり、町内業者6社以上につきましては、町内に対象業者8社のうち6社を選定し、町外の4社については、過去における本町の発注の建築工事への入札参加実績等々を考慮して選定をしたということで、その上での町内6社、町外4社、計10社の選定を行いました。予定価格以内で10社のうち7社が入札、応札できているという状況、また辞退届自体も各会社さんの御都合等々で選択し得る権利、意思反応ということでございますので、辞退なく全社応札していただくのが一番いいということは、議員御指摘のと

おり間違いないところでございますが、今回この状況については特に問題があったというふうには認識はしておりません。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 先日、初日にお認めいただきましたエアコンの工事につきましては、本契約を行い、今、業者が工程を組んでいるところでございます。北部中学校の増改築の工事につきましても、今議会でお認めいただいた後、本契約を行い、スケジュールを組み、その後、教育委員会と学校、業者それぞれが調整をいたしまして授業に支障のないような工程を配慮していきたいと思っております。やはり、改築等で大きな騒音が発生することが予想されますので、そういった工事につきましては、夏休みや土日における授業のないようなそういった日で極力行うように指導をしてまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回辞退をされたところで、技術者が配置できないと、酒部建設におきましてはこのようなことがあったわけですが、やはりこの予算規模においては、技術者の配置とかそういうものも出てくるわけでございますので、その点についてそうした配置の難しい業者を選定をするということは、これは問題じゃないのかと思うわけですが、その辺についてはどう調査されたのか伺いたいと思っております。

次に、今回の北部中学校の校舎の改修は、7項目にわたる改修が行われるわけでございます。工事の完了予定が来年の2月という中で実施をされスケジュールを組みながらやられるということでございますが、あわせてエアコンの設置も今年度12月27日までに完了をする、こういう計画になっておりまして、とりわけこの普通教室の改修もあるわけでございますので、その辺は北部中学校は2つの工事が行われることから考えると、やはり両業者が協力しながら手戻りのないようにやるべきではないかなというふうに思うわけですが、その辺の連携とそしてまた安全対策についてはきちんとされるおつもりがあるかどうか伺いたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 人的な要件をもって今回の入札に当たって辞退をしたということについては、そういう業者を指名したということ自体問題があったのではないかと御指摘でございます。人的要因というのは、指名通知時に提示した設計書ですとか仕様書等を各業者さんが検討をされまして、手持ちの工事の状況等々も踏まえて人的配置が可能かどうか慎重に判断をされた結果ということでございます。指名する際に、各業者の手持ち工事等々を詳細に調べた上で指名するべきではないかという考え方もあるかと思っておりますが、指名するに当たって各業者の手持ち工事を全部捨てるというのなかなか難しいということがあるかと思っております。議員御指摘のとおり、人的配置により辞退というのは好ましいことではございませんので、そういうことが起きないように注意を今後とも払ってまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回、北部中学校に関しては、エアコンの業者それから改築の業者2つの業者が入り乱れて作業をするというところになるわけですが、改修エリアにおけますのは職員室とか特別教室が中心になってまいります。ここにつきまし

ては、本年度のエアコン設置は予定してございません。今年度は普通教室を中心にやるものですから、そこについては直接はかち合わない。ただ、学校への出入り、それから校舎への出入りの部分で当然業者の出入りが交錯するような、そういった状況を招くおそれがございますので、そういった部分については作業動線等をよく双方の業者、学校、教育委員会と調整いたしまして、かち合わないような工程を組むように指導してまいりたいと思います。

それから、安全対策につきましては、それぞれの業者が施工管理の中でやるべきことでございますけれども、そういった部分についても安全管理の徹底について監督責任のある教育委員会のほうから、いま一度しっかりと徹底して事故のないように努めて工事をいたすよう指導してまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回のエアコン工事は関係ないと言われましたけれども、北部中学校の2階の普通教室の改修も行われるわけですよ。普通教室には15のエアコン設置が予定をされ、そして少人数学級が2教室、そして、その他が3教室と合わせて20教室分のエアコンを設置をされる。そういう中で、やはり手戻りのないようにやるべきではないかなというふうに、この資料を見て思ったわけでございます。やはり、こうした直接的に普通教室に影響はないとはいうものの、工事業者が出入りする中での授業への影響というのは、これは必ずあるわけでございますので、その辺も通路の問題やあるいは業者の通路、子どもたちの通路、そういう部分が交差しない、そういう手戻り工事のないようにやはり連携をすべきではないかと思うわけでありますので、再度その辺について答弁がいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 言葉足らずで大変申しわけございませんでした。議員がおっしゃるように、一部の部分は業者が重複するわけでございまして、そういった部分で議員がおっしゃるように手戻り工事の発生しないように、工程管理については教育委員会でしっかりとチェックをしながら進めてまいりたいと思います。やはり、この限られた工期内で2つの業者が一度に入るといってございまして、なかなか工程管理も難しいものがあるかと思いますが、しっかりと行ってまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ただいま丸山議員のほうから、重複した内容の質問がありました。私からも同じような内容でまた質問をさせていただく部分もあると思いますけれども、よろしく願いいたします。

まず、この工事の業者選定についてですね。入札結果を見ますと、若干うーんという面もありますのでお伺いをするわけではありますが、今回のこの工事の規模ですね。この金額で業者選定のできる指名名簿に搭載されている業者というのは何社ぐらいあったのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

- 総務部長（志賀光浩君） 今回入札に当たって指名し得る業者の数でございますが、幸田町入札参加者審査要綱第8条に入札参加者の選定基準というのがございます。これによりますと、今回の工事の規模、厳密に申せば工事の種類が建築工事に分類される工事であり、その規模、具体的には設計金額は非公開ですので申し上げられませんが、予定価格は9,447万9,000円である工事におきましてということで、設計金額が3,000万円以上5億円未満の工事に当たっては、その選定の対象とでき得る登録業者数は175社でございます。
- 議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。
- 9番（足立初雄君） 3,000万から5億という非常に枠が広い、その中で業者も175社という大変指名できる業者もかなりな業者が載っているという中で選定をされたということだと思います。この選定の仕方には一応内部で決まりとかルールとか、そういうものを決めておられるのではないかなというふうに思いますが、その内規というようなものに従ってやられているのでしょうか。その内規があるかないか、その辺も含めてお願いをいたします。
- 議長（稲吉照夫君） 総務部長。
- 総務部長（志賀光浩君） 失礼いたしました。内規と申しますか、入札に当たっては、先ほど申し上げました幸田町入札参加者審査要綱というのに入札参加者の選定基準というのが載せてございます。そして、実際の指名、業者の選定に当たりましては、その工事の所管部長からの内申に基づきまして、幸田町入札参加者審査委員会にて協議の上決定をするというふうでございます。
- 議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。
- 9番（足立初雄君） その内規というか、要綱に従ってということだと思いますが、要綱自体はそういった大きな項目であろうと思うんです。幸田町におけるいろいろな業者の過去の実績というのは記録をされていると思うんですね。その記録に基づく中で今回の業者の選定をされたのではないかなというふうに推察をするわけですが、今回の指名業者を見ますと、鈴木工業さんと小原建設さん、この2社は町内のほかの業者に比べますと、資本金でいけば一桁上ですよ、ランクが上。そうして、徳倉建設さんは二桁、もう一ランク上の業者の方です。こういった非常にレベルのランクでいきますと、資本金のことを申し上げているわけですが、非常に差があったということだと思います。こういう差のある業者の中での入札という指名をされたわけですが、こういうこんなに差のある業者を選定しなければならなかったのかなということを思いますので、その辺のことで内規のことも質問をさせていただいたわけでありまして、この辺の経緯について何かありましたらよろしく申し上げます。
- 議長（稲吉照夫君） 総務部長。
- 総務部長（志賀光浩君） 先ほど丸山議員にお答えさせていただいた部分と重複する部分がございますが、今回の入札するに当たっては幸田町入札参加者審査要綱、先ほどから議員が申される内規に当たるようなこの要綱の中の第8条におきまして、入札参加者の選定基準というのがございます。今回につきましては、工事の種類が建築工事に分類される工事でありまして、設計金額が7,000万円以上1億5,000万円未満の場合で

選定業者を10社以上としております。そして、その10社の内訳について町内業者を6社以上、それから町外業者4社以内というのが規定というふうに決まっております。今回その規定に基づきまして選定するに当たり、町内業者6社以上につきましては、町内対象を先ほど175社と申し上げましたが、その中で町内の業者が8業者ございます。その8業者の中から選定をいたしました。そして、町外業者4社につきましては、過去における本町発注の建築工事への入札参加実績等を考慮した上で4社を選定させていただいたということでございます。資本金規模の桁が違ふような業者も入っている選定についてどうかということがございましたが、それも含めてこの基準、要綱内ということで規定に基づいた拾い出しの中であり得るということ。また、近々の幸田町における入札参加の状況等々を勘案した上での選定ということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 要綱に基づく部分と過去の実績等いろいろ勘案する部分があったというふうなことだと思います。この今の175社でしたか、ある中で市内の指名できる業者が8社しかないということはお伺いしまして、大変寂しい感じがしたわけでありまして、いろいろな事情の中で入札金額を示していただいたと思います。しかし、この落札の金額を見ますと非常に落札率といいますか、予定価格に対する率が99%以上になっていると思うのですが、非常に落札率が高いと。これについては何か理由を考えてみえるでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 請負率、落札率が高いという御指摘でございます。工事履行の難易度、また各業者さんごとの得手不得手だとか、人員配置の都合上等々、各社の事情が入札の金額に反映されているというふうに認識をしております。工事の実施設計に基づく予定価格に対しては、金額的な要因により辞退をされました業者が2社あったものの、それを下回る有効な応札が7社あったということから、実勢価格に近い厳密な設計がなされていたということを始め、諸事情の総合的な結果として請負率としては高くなったものというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 今回は先ほどからもありますように、学校の生徒の実際に勉強をしている教室なり特別教室、そういうところの職員室もあるのですが工事ということで大変いろいろなファクターですか、その人たちの安全を確保しながら授業の邪魔にならないようにするというような、そういった配慮をしながらの工事ということでありますので、業者の方もかなり神経を使って入札に参加されたのではないかなということを予測をします。実際にここで競争が行われたのは予定価格以内といいますが、予定価格きっちりの人を除きますと4社の方の競争であったなというふうに私は理解をするわけですが、こういった工事に対して、業者の方も当然十分理解をし注意を払って工事をしていただけるものというふうに思います。先ほど丸山議員の質問の中でも答えていただきましたが、生徒へのあるいは先生方の安全を十分に教育委員会におかれましては配慮をしていただきますように私からもお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 失礼しました。議員の御指摘の趣旨も十分踏まえまして、今後とも適正な入札に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 先ほどの丸山議員の質問にもございましたように、2つの業者が入り、この校舎の改築工事については2月末までと長い期間を要すわけでございます。児童の安全対策については万全の配慮をしてみたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君の質疑は終わりました。

以上で、第44号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第45号議案の質疑を行います。

11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 中学校学習用コンピューターを有限会社東京理科器が落札した1件のみについて質問をさせていただきます。

タブレット端末は10社以上あるようですが、購入の際にはどのメーカーを選ぶかは、販売業者の選定より大切だと思われませんが、今回の資料では製造業者の情報がありません。機種選定の判断基準とタブレット端末の利用目的から考えて、OSにWindowsが必要なのか、想定される利用内容を含めてお聞きいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回の機種選定に当たりましては、さまざまな教育活動の中で何をやるかというところにおいて機種選定をしております。Windowsはパソコンを使用するための基本ソフトでございます。授業でパソコンを利用するときにプログラミングソフトやOfficeと呼ばれるWord、Excel、PowerPoint、また各学校の情報担当教員と検討会を行った上で導入を決定いたしました授業支援ソフトでございますsky Menu Classを使用するために必要となるものがWindowsでございます。他のOSではこれらのソフトウェアが使用できないというところがございます。また、今回購入する中学校の学習用コンピューターにつきましては、通常教室だけでなく屋外に持ち運んでタブレット端末として動画撮影などに使用するだけでなく、また技術や総合などの授業においては、これまでどおりのインターネットの活用やレポートの作成など一般的なパソコンとも利用していくため、そういった観点から今回の機種選定となりました。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回タブレットの導入ということで、機種を今までのパソコンからタブレットへの導入ということになるわけですが、この導入に当たってリース方式ということは考えなかったのかということですが、それと、今回は購入でございますので、この購入のメリット、デメリットについてお聞きをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回リース方式を検討したか、購入のメリット、デメリットでございますが、幸田町において学習用パソコンは原則7年で更新することといたしております。リース方式につきましては、利用する年限で割って、その単年度ごとの利用料を払うという形になりますけれども、単純にリース方式にいたしますと分割のローンを組むのと同じで、その分の金利とそれから手数料が取られてしまうという部分で、単独に購入した部分より圧倒的にコストが高くなるというようなことがございまして、基本的に購入方式で進めるところといたしたわけでございます。購入の場合のメリットといたしましては、トータルコストが安く済むこと。デメリットといたしましては、購入年度に多額の予算が必要になり、財政負担が大きいこと。リースの場合のメリットといたしましては、毎年度の予算が平準化されるため、単年度ごとの財政負担が少なくなる。デメリットといたしましては、分割のローンを組むのと同じで手数料と金利負担があるというところで、トータルコストが高くなること、そういったことが考えられます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 購入のほうが初期投資は高いけれども、安価だということですが、7年の耐用年数はあるということで理解してよろしいかなというふうに思うわけですが、この機種についてお伺いをいたします。この機種はどこのメーカーなのかお尋ねすると同時に、1台当たりの金額は幾らぐらいの予算を伴うのかお尋ねしたいと思います。また、議案関係資料の32ページに機器等の概要が載っているわけですが、メモリーのところで4ギガバイトということですが、屋外に持ち出して使ったりとか、いろいろと授業に必要なギガ数というのは、これは大丈夫かなというふうに思うわけですが、この辺について4ギガで大丈夫かということですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 耐用年数につきましてはですけども、今、原則7年使用するといたしましたが、税法上の減価償却でございますところによりますと4年でございます。また、メーカーが各部品をストックしている期間でいきますと5年になります。そういったこともございまして、一般的に耐用年数というのは4年ないし5年が適切かと考えます。ただし、ただ4年、5年で完全に壊れてしまって使用できないわけではございませんので、幸田町といたしましては原則7年の使用というところで、もし壊れてしまってその部品のかえがきかないような部分が発生した場合については、その部分は使用を中止するというような対応で、実際は7年まで延ばして使っているというような状況と理解しております。

実際の機種と単価について今手元に、申しわけございません、資料を持っておりませ

るので後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

この機器等の概要の4ギガのメモリーだという部分でございますが、その4ギガで大丈夫かという御質問でございますけれども、通常の学習においてそんなに大容量の動画を撮るとかいうことも余りございませんので、授業で使う程度の動画を記録するためには4ギガあれば十分だと理解しております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 機種がわからないということでございますけれども、機種もさまざまあるわけですし、日本製から外国製、いろいろあるわけですよね。さほど耐用年数にも外国製においても遜色はない、こういうところに今パソコン等は到達しているのではなかろうかなというふうに思うわけでありまして。そういう点で、1台当たり幾らぐらいになるかわからないというふうにおっしゃったわけでございますけれども、当然このコンピューター購入に当たって、これは見積もり、設計等も行うわけでありまして。そうしますと、大体1台当たり幾らぐらいになるかということでこの算定をしていくわけでありまして、その辺のところをやはり1台当たり幾らぐらいなのかなと、これは誰しもが関心を抱くことじゃないのかなと思いますので、この辺はきちんとお答えがいただきたいということでございます。それと、やはり機種がわからない、これは機種は大事じゃないですか。どこの機種を使うのかというのは非常に大事じゃないかなというふうに思うのですが、その辺は全然把握しておられんのかということでございます。

4ギガで十分だというふうに言われましたけれども、今は非常にこのギガ数も上がってきております。通常金額的にそう高くなくてもギガ数が大きいというのものもあるわけですので、その辺のところをほかのところでも対応できるということであるならば、やはりこのギガ数も十分なものを設定するべきではなかろうかなというふうに思いますが、その辺はいかがかということでございます。

それから、買い取りでありますので保証期間、この件についてどれぐらいを設定しているのか。例えば保証期間内に壊れちゃったと、ふぐあいが生じたというときにきちんと代替を対応してくれるのかという、そういうこともあるわけですので、その辺のところはどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 機種につきましてちょっと私がうろ覚えで大変申しわけなくて正確なことが言えなかったというところでございますが、富士通のものであるということは理解しているところでございますけれども、その型番についてままでのタイプだったというところが今手元に資料がございませんので、申しわけございません。

4ギガで大丈夫かという部分につきましては、4ギガは動作を行うことによるパソコンへの一時的な記憶の部分での4ギガでございますが、最終的なデータの保存というところになりますと別にございまして、容量的には128ギガバイトの容量がございますので、授業の利用に当たっては十分であるというふうに考えているわけでございます。

壊れた場合の保証期間でございますけれども、買い取りでございますので、通常の製品のふぐあいによる保証には十分対応していただけると理解しております。ただ、使用の過程に当たって落としたりとか、何かそういった人為的な破損については保証の対象

外になろうかと思えますけれども、通常使用におけるふぐあいについては当然保証の範囲内で対応していただけるものと理解しております。

○議長（稲吉照夫君） 答弁者、1台幾らかの質問を。

教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 1台幾らかについてもちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 幸田町のメーンは富士通でありますので、学校関係も富士通でそろえたのかなと理解をするわけでございます。

この保証期間でございますけれども、通常の範囲内とおっしゃるわけでございますけれども、やはり家庭での使用と違って教室でいろいろな子どもたちが使う、そして、また教室外に持ち出したりして使ったりする。そういうことから考えると、きちんと保証期間というのは設定をしながら対応をしていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、現在使っているパソコン、この処理方法についてどのようにしていくのかお尋ねしたいということと、それから今回中学校の3校に導入をするわけでございますけれども、小学校への導入は考えておられるのか。今後導入する予定があるのかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 製品の単価でございますが、設計上で明確には言えませんが、大体20万ぐらい相当の単価で設計をしているところでございます。それから、保証期間につきましては、メーカー保証は5年と理解をしているところでございます。それから、富士通のその機種ですけれども、arrows Tab Q738/SEという、そういった機種でございます。

それから、現在のデスクトップ型のパソコンの処理方法でございますけれども、基本的に学習用パソコンでございますが、個人情報立上げるときにリセットされてしまいますので、入っていないという理解でございますけれども、専門業者による廃棄を予定しております。処理としては、パソコンのリサイクル法にのっとった再利用可能部分は分離して、その他は廃棄されるというような処理方法と理解しております。

また、小学校への導入については、現在、小中学校で利用されている学習用コンピューター、デスクトップ型でございますけれども、平成27年に購入いたしてございまして、私どもが7年の利用を想定しているところでございますので、この7年のサイクルから仮定いたしますと、令和4年度の更新の予定で考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） パソコンの処理に当たっては、専門業者による廃棄ということでございますが、ほかへの活用というのは考えられなかったのかということでございます。リセットしてほかに活用をするという、そういうことは考えなかったのかということをお伺ひたいと思ひます。

それから、小学校の導入につきましては、あと3年、4年後になるかなというふうに

思うわけでありますが、現在小学校では特別支援学級の子どもたちが導入をされて使っているわけですので、やはり小学校よりも、大体減価償却なら5年と言われるならば、やはり早い時期への導入というのが必要ではなかろうかなというふうに思うんですけれども、再度その考えについて伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回、処分を予定しておりますパソコンについて、それ以外の利用方法、他への利用という御質問でございますけれども、現状そういった他への利用という考えは持っておらずに、基本的には適正にリサイクル法にのっとって処分をするという考えでできております。

小学校への導入で令和4年よりも前倒しはという御質問かと思えます。私どももタブレット端末の有効性、国からの通知においても早期にこういったものへの移行という部分もきておりますので、可能ならば前倒しの検討をいたして導入を考えてまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、1番、田鏡毅君の質疑を許します。

1番、田鏡君。

○1番（田鏡 毅君） 先ほど丸山議員からもお話がありました中学校の学習用のコンピューターの処分のところから始めたいと思いますが、先ほどいろいろとお話をいただきました。今回、デスクトップ型でWindows 7を搭載したパソコンが123台、合計で廃棄をするということでした。今回、Windows 10を搭載した最新型のタブレットパソコンに置きかえるということで、機材が更新されることによって、よりよい環境で児童生徒には学習に励んでいただける、そういった環境ができるのかなと期待をしております。このときに社会で通用するようなスキルをぜひ身につけていただきたいと考えております。

今回、パソコンを廃棄するということですが、企業のほうでも定期的にそういった実施がされておりまして、先ほど町のほうの対応にもありましたが、一般的には専門の業者が契約をされて、そこで廃棄を行うと。当然企業等でありましてデータがなかなかいろいろ入ってますので、そういったセキュリティの面もしっかり行いながら処分をされるというふうに認識をしております。今回の処分も今のお話で内容としては、セキュリティにかかわるような重要なものは入っていないであろうものの専用業者をお願いをして廃棄をするということでありました。こここのところで実際にOSの変更ということでいきますと、世界的にどこの場所でも同じ症状が起こっているのかなと思っています。ほかの市町でこういった今回の学習用のパソコンなんかで更新をされる、そういったところの対応とか処分の方法がわかりましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 近隣につきまして処分方法でございますが、岡崎市におきましては、全てリース方式で行っているというところでございますが、リース切れとともに業者に返却ということを知っております。岡崎市の中でも一部買い取りでやっているパ

ソコンも若干あるそうでございますが、処分については一括して業者のほうへ処分を委託するという格好で聞いております。また、安城市においては、本町と同じように買い取り方式ということでございましたが、処分については一括して業者での対応ということで、他への転用等のことは考えてないということでございました。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田鏡君。

○1番（田鏡 毅君） ありがとうございます。そういった方法をとられているというのは先ほど御説明があったとおりで、金額的なところだとか、そういったメリット、デメリットを鑑みてやられるということだと理解しております。今回、幸田町でそういったところにかかる費用がどれぐらいかかるのかというのを教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 処分にかかる費用といたしましては、パソコン1台当たり2,800円ほどと承知しております。123台を今回処分いたしますので、35万円ほどの処分費用ということで理解しております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田鏡君。

○1番（田鏡 毅君） 合計で35万円ほどということで理解をしました。今回は業者にて廃棄ということで、もともと税金で買っている大切な資産だと思っています。今回も先ほど丸山議員にもありましたとおり、何らかの活用ができればいいというのは私も思っていて、費用が変わらないのであれば住民にとってより有益な処分方法が選択できるといいなというふうに考えております。

私自身も過去にこういった寄贈の感じで、パソコンに限らずですが、社会貢献の活動に少し携わったことがあります。やはりこういった寄贈を行いますと先方に対してはすごく喜ばれるという経験をしておりまして、やっぱり感動した実体験があります。社会貢献の観点からいったときに、こういったリユース等々も今後は何かできることであれば幸田町の中で何か役に立てれるようなところで処理をしたいというふうに考えるわけですが、そういったような声、欲しいなというような声がありましたら教えてください。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員が御指摘のリユースのこと、町の税金を使うのであるからそういった有効利用はということでございます。私どもも、今の方針といたしましては全て業者による適正廃棄というところでやっているわけございまして、現状パソコンを他に利用したいというようなお声を直接私どもが伺ったということはない状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田鏡君。

○1番（田鏡 毅君） ありがとうございます。直接町内での声はないということは確認ができました。私のほうでは、昨今、高齢者向けのパソコン教室ですとか、障害を持たれた方が学習用に使うようなところで、そういった団体のほうから指導用にパソコンが欲しいというような声があるということ、そういった活動を行っている方たちから聞いたことがあります。こういった内容のところは実際に今回Windows7のOSだった

んですけど、実はこういったところはいまだに7より前のXPですとか、古いOSが実は稼働しています。これは使える理由が、結局ネットにつながなくてローカルの中で例えばキーボードを打つ練習ですとか、ただ資料をまとめるためにパソコンがまとめるアイテムとして使われるということで、ネット環境を必要としない使い方をされております。こういったところでは、やはり古い型のパソコン、例えばノートではなくてもデスクトップでもというような声も実はあるそうで、やはりできることなら町内で活用いただきたいとは思いますが、もしもこういったところで幸田町の町民の善意としてそういった地域社会に喜ばれる更新方法がありましたら、また機を見てぜひ検討いただいてもいいのかなと考えております。

最後にそれだけお伝えして、質問を終わります。以上です。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がおっしゃるとおり、私どものパソコンはWindows 7を搭載しております。これはサポート切れとなるわけでございますけれども、ネット環境につながなければそのまま利用しても何ら差し支えないということも承知しているところでございます。今回、議員に御提言いただきましたことについて幸田町では現在そういった方向にはないと思っておりますが、パソコンを扱うのは教育委員会だけではございませんので、町内全体のことを今後またしかるべくセクションで検討してまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田鏡毅君の質疑は終わりました。

以上で、第45号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第46号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 歳入でお伺いをしたいというふうに思います。歳入と歳出でもかわりがあるわけでございますけれども。

今回、幼児教育・保育無償化導入について935万円上がっているわけでございますけれども、この中で給食費の無償化についてお伺いをいたします。システム改修について935万、行って来いの歳入歳出、国費におけるシステム改修費が行われるわけでございますけれども、3月議会で伺ったときに、幼児教育・保育の無償化においては、保育料につきましては、今まで給食費も保育料の中に含まれていたわけでございますけれども、今回の無償化では今度は給食費が別途徴収をされるというようなことに制度上なるわけでございます。これが幸田町の場合、保育料の中に給食費が含まれているから、その徴収基準がないということだったわけでございますが、システム改修においては、この給食費の無償化にできないのかということでございますけれども、この点についてお伺いをしたいというのがまず1点でございます。

次に、障害児の通所利用料、この無償化における影響額と対象人数についてお答えいただきたいというふうに思います。

3点目につきましては、現在、小規模保育所が幸田町で1カ所は建設をされオープンをしております。次に、また補助を受けて小規模保育所が開設をされるわけございま

すけれども、これは小規模保育所はA・B・C型の3型あるわけですよ。今回計画されているのはいずれかということでございます。この3つについてお答えがいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） まず、1点目ですね。御質問がございました幼児教育・保育無償化システム改修業務委託料ですね。935万円をお願いをしているわけでありすけれども、このシステム改修業務の委託料の中には、給食費の計算あるいは徴収に係るシステム改修も含まれております。議員がおっしゃるとおり、給食費につきましては今回の無償化の対象外となっております。国は、これまで保護者から実費徴収している食材料費は、保護者が負担する考えを維持するということを言っております。幸田町につきましては、これまで保育料の中で給食費として徴収をさせていただいております。今後は、これを給食費として実費徴収をしていこうというふうに考えております。なお、生活保護世帯ですとか低所得者には減免・免除というのもございますので、そういったものも含めまして今後検討していきたいというふうに考えております。

済みません、もう1点、3番目の小規模保育所でございますけれども、今回開設を予定しております保育所につきましては、野場地内におきましてゆめのき保育園という名称の保育所となるわけなんですけれども、こちらにつきましては小規模保育事業のA型ということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから障害児通所給付と申しますか、ここにかかります無償化の影響額と対象人数ということでお問い合わせをいただいたところでございます。

就学前の障害児の発達支援についても、今回無償化の対象となるということで補正予算のほうを計上させていただいております。それで、この内訳といたしましては、児童発達支援というものにおきまして24人現在利用の方がお見えです。こども発達センターのほうで、これが24名ということですね。そして、あと保育所等訪問支援が7人ということで、合計31人の方が対象人数ということになります。それで、影響額につきましては、児童発達支援につきましてはおよそ55万2,000円という金額、そして保育所等訪問支援につきましては5万500円ということになりますので、合計で60万2,050円こういったような額が影響額であるというふうに算定しているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 幼児教育・保育の無償化に係る給食費の算定でございますけれども、一般質問のときに水野議員の質問でたしか4,500円程度というようなことを答弁されてきたかというふうに思うわけでございますけれども、一般的に学校・幼稚園等が大体4,500円ぐらい、これは学校の給食費と同じ程度かというふうに思うわけでございますけれども。そうしますと、今は減免、低所得者については0円から1,000円、あるいは金額はさまざまあるわけですが、この幼児教育・保育の無償化で保育料は無料になるけれども、給食費が発生するために今度は逆転現象が起きてしまう

という、こういうこともあるわけでございます。幸田町においては今まで保育料に含まれていた、こういうことがあるから給食費は無料にする検討もしているというようなことも、たしか3月議会の中で答弁をいただいた覚えがあるわけでございます。そういうことから考えると、やはり給食費も本来無料とすべきではないかというふうに思うわけでございますけれども、その点について考えを改めてお伺いしたいと思います。

次に、こども発達センターのところについての自己負担額と影響額はわかりました。

それと、小規模保育でございます。A型ということで安心をしたわけでございます。やはり、これからは3歳未満児保育というのはもっともっと需要もふえてくるかというふうに思うわけでありまして、そういう中で公立の保育園で行っている3歳未満児保育、やはり保育士による保育ということで専門職員による保育が保障されている中で、小規模保育所が資格のない方たちによる保育ということから考えると、やはり保育基準・保育内容そういうものをきちんと町が示しながら幸田の保育水準を守っていくと。同じ町内の子どもたちの保育を保障していくと、こういう立場に立つべきだというふうに思いますので、その点についての考えについてもお伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 1点目の今回保育料が無償化され、給食費が実費徴収されるということによりまして、負担が多くなるのではないかという逆転現象ですね。そういった御質問だと思います。これにつきましては、当然、生活保護ですとか低所得者につきましては、そういったことを配慮して免除というものを検討していくということでもあります。また、そういった当然保育無償化と言いながら負担がふえるというのはあってはならないことというふうに認識はしていますので、そういったことがないように検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、小規模保育事業のほうですけれども、小規模保育事業こちらにつきましてはA型・B型・C型の3つに分類されるということでもありますけれども、その基準につきましては、職員資格の面から見ますと、A型につきましては全員が保育士、B型は2分の1以上が保育士、C型は一定の研修を受けた家庭的保育者とされております。今回の小規模保育所につきましてはこのA型ということで、全員保育士ということでもあります。今後もこういったことを配慮しながら、引き続き保育の質が落ちないように待機児童の解消に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 小規模保育所につきましては、やはり幸田町の保育基準というのを守りながら、そして町内のどこの保育所に通っても同じような保育の質で保育が受けられる、これをきちんと認可をしていく、そういう基準にしていただきたいと思います。これはお願いでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、幼児教育・保育の無償化のシステム改修における問題でございますけれども、このシステム改修において給食費は、私は、やはり無償とすべきだということを主張して終わります。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 保育園につきましては、現在、保育士不足ということで

人材確保には大変苦慮しているところでありますが、今後とも保育の質が落ちることのないように、引き続き待機児童の解消に努めてまいりたいと思います。

それから、このシステム改修の関係で給食費ですけれども、今後も実費で徴収をしていくということで、過度な負担がない、逆転現象がないように配慮して検討のほうを進めていきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 私からは、資料の予算書の関係の10ページから11ページ、55款の教育費、20項中学校費、13目委託料についての社会に開かれた教育課程推進事業委託料、これは17万円ということですが、この社会に開かれた教育課程とは、17万円でやる内容についてお伺いをします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 社会に開かれた教育課程ということで、本事業は平成30年度より始まった事業でございます。愛知県教育委員会から委託を受けた社会に開かれた教育課程推進事業のことです。本事業の目的であります社会（地域）とのかかわり、地域とともに学ぶ場を設定することにより、子どもたちの豊かな心を育み、学校と社会（地域）の一層の活性化を目指した創意工夫のある教育活動を計画・実践するとともに、学校で学んだことが社会（地域）やこれからの時代にどのように役立つことができるかを理解できるようにする教育課程でございます。本事業の前進といたしましては、平成12年度より始まった夢が語り合える学校づくり推進事業がございますが、時代の変遷とともに名称を変更しながら現在に至っているというふうに理解をしております。

本事業の内容でございますが、今回、南部中学校で実施しているところでございまして、主なものといたしましては、地域の人を講師に招き、凧づくりでありますとか、陶芸でありますとか、和太鼓、茶道など、さまざまな学習体験を行っていく、そのような事業でございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 現在の教育課程で今おっしゃったような事業、特に学校では今米づくり、芋刺し、野菜づくりなど、地域の講師を招いてやっておられる。あるいは、高学年になりますと社会見学とか修学旅行、中学校では職場体験というようなことまで幅広く地域の勉強をする事業も展開をされているのではないかというふうに思うわけですが、それをまたさらにやるというところの意味が少し理解できないわけです。何をどう変えようとされているのかについてお伺いをします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回の委託を受けて、特に特別なことをするというよりも、これまで学校が取り組んできた地域とのかかわりでありまして、先ほど申しました凧づくりとか、陶芸、和太鼓、茶道、その他いろいろあるわけでございますけれども、こういったことよさを再認識し、活動を通して地域の一員として地域を愛する気持ちを育

み、地域と学校、家庭の連携を高めていくと。このようなことを考えているものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 大変盛りだくさんなことをやっておられるということではありますが、また17万円という非常に低額な、低額だと思うんです。そのようなお金で委託する内容がどのようなことなのかということがまだ少し理解をできないわけではありますが、委託ですので、委託というのは事業成果を報告することになると思うんですけれども、どのような成果を具体的に示されて報告書ができてくるんでしょうか。また、それはいつまでとかいう、委託ですから実施期間というそういうものもあるのではないかと思いますけど、その辺の内容についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 委託事業でございますので、先ほど来申しましたとおり、委託先については南部中学校でございます。業務期間といたしましては、補正予算をお認めいただきました後、正式に愛知県と契約を行いまして、令和2年の2月28日の予定で完了を目指すところでございます。

本事業といたしましては、南部中学校で地域との交流活動といたしまして、先ほど来申し上げている事業をやるわけでございますが、特に南中ソーランによる発信、防災学習、深溝学区夏まつりなど、こういった地域活動への参加、こういったことを予定しているわけでございまして、その17万でやる事業の内容といたしまして、何に充てるかと申しますと、学習活動における講師の謝金でありますとか、南中ソーランのはっぴを今回この補助金で作成したいと、このようなことを思っておりまして、こういったことに有効活用して、そういったことの事業経過等をまとめたものが成果品になってはいかがでしょうかと思います。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 今までやってきたことのさらに充実というようなことだと思いますが、この事業は国の政策を県が受けて町に来て、町が各学校でどこかやっているところはないかというようなことだと思うんです。もらい得といえどもらい得の事業だよというようなちょっとニュアンスが見えてきちゃうんですけれども、本当はこういう南部中学校でやってるような凧づくりとか、茶道だとか、いろいろなすごい活動をされてみえるところを、ほかの中学校でやっていないところへも波及していくような政策というのがならないのかなということ若干感じるわけでありまして、非常に低額の中でやれといえどもこの程度のことなのかなということを感じるわけでありまして、教育委員会の当局としてはどのようにお考えなのでしょう。お伺いをして、終わりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がおっしゃるとおり、17万の事業費でやれることは限られているというところは私どもも理解しているところでございます。ただ、17万ただけということ、今までやってきた事業の拡大・充実、こういったことが図れるのではないかなというふうに理解しております。地域から南中ソーランについていろいろ熱い要望等があったものですから、今年度につきましては、敬老会や福祉施設で南中生

の発表というものを計画しておりますし、そういったことを通じて地域への発信力を高めていくということで、事業費を有効に活用させていただけるものと理解しております。県の委託を受けた事業となりますので、先ほど来申しましてるようなさまざまな活動をしてまいります。こういった活動が南中が幸田における先駆的な役割を果たして、他の学校へ波及するような、そういったことも十分考えられるわけございまして、うまく情報発信をする中でそうした他へのよい影響を与えるような活動にしたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） まず、障害者福祉事業についてお伺いをいたします。

岡崎こども発達センターに通う町内の子どもたちの人数でございますが、先ほどの答弁で発達支援が24人、訪問保育が7人、31人だということでお伺いをいたしました。負担額についても60万2,050円だということをお聞きをいたしました。本当に子どもたちが発達状況に合わせた支援計画とか、適切な療育活動ができますようお願いを申し上げて、この質問は終わりたいというふうに思います。

それから、保育所等整備補助金1,725万円についてお伺いをいたします。

野場地内に小規模保育所を建設ということをお聞きをいたしております。その詳細をお聞きをいたしますが、まず住所、面積、またその運営会社がわかりましたらお聞かせを願いたいと思います。それから、名称は先ほどゆめのき保育園というふうに聞いたというふうに思いますが、再度確認をしたいというふうに思います。この保育所は小規模A型ということで私も本当にほっとしているところでございます。済みません、今の内容の答弁をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 小規模保育事業所の概要であります。まず、施設の名称ですけれども、ゆめのき保育園でございます。所在地につきましては、幸田町大字野場字常口19番地2で、設置者、事業者につきましては有限会社大成、それから園舎の構造及び面積であります、木造2階建て87.77平米というものであります。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 名称はゆめのき保育園ということで、野場地内の常口11番地でお伺いをいたしました。有限会社大成ということでお伺いをいたしました。この有限会社大成というのは、ほかにこのような保育事業所を持っておられるかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、この保育所の整備補助金は1,725万円でございます。この内訳を見ておきますと、国と町の一般財源を合わせますと2,660万円、委託費は935万円でございますが、この保育所の整備補助金の細かい内訳を、多分要するに1,725万の内訳、国が幾らで町が幾らかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） まず、有限会社大成であります。こちらにつきましては、

今回設置をする保育所の隣といいますか、そこがケアホーム穂の香ですとかあや音がございます。こちらを設置してる事業者ということになります。今回そういった保育所については初めてというふうに伺っております。

それから、この補助金の内訳でございます。まず、国につきましては、国が事業費の2分の1ということで2,900万円、町が事業費の4分の1ということで1,450万円ということでありまして、合わせて4,350万円という内容でございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。ケアホームの穂の香だとかあや音の敷地内ということでございます。保育所は初めてということでございますので、町内のほかのほうの保育所、小規模保育所と差がないような、そのような運営の取り組みを御指導願いたいというふうに思っております。

それから、今のお金が私にはちょっとわからなかったもので、申しわけございません。ここの補正予算のところに書いてありますのは、認定こども園等支援事業で2,660万円。それで、幼児教育・保育無償化システム改修業務委託料が935万円。それで、保育所等整備補助金が1,720万円でございます。この1,725万円の内訳をお聞かせを願いたいというふうに思うわけでございますが。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） どうも済みませんでした。保育所等整備補助金1,725万円の内訳ということでございます。こちらにつきましては、今回追加補正ということで補正後の補助金額が4,350万円ということになります。その内訳につきましては、国が2,900万円、それから町が1,450万円、合わせて4,350万円という補正後の金額で申し上げました。どうも失礼しました。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） はい、わかりました。補正後の金額だということで理解をさせていただきました。

次に、中学校管理一般事業760万円についてお伺いをいたします。

今回、3中学校の天井耐震化実施設計業務委託料が760万円補正で上がっております。この天井の耐震化につきましては、今まで昭和56年5月以前の校舎の建造物等を随時耐震化で補強工事をやってきましたが、今回武道場をやるということでございます。今回の補正は、武道場の天井のみの実設計となるのか、またあわせて天井とほかの武道場で何か実施設計をされる予定があるのかということをお聞かせを願いたいと思いません。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回、補正予算でお願いしております委託設計でございますけれども、武道場のつり天井の耐震設計、ここの部分とあわせて電気設備である照明設備の改修、具体的にはLED化にするというような、そういったことを実施していく予定でございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 武道場のつり天井をとっていくということで、それとあわせて電

気設備をLEDに変えていくということでお伺いをいたしました。今年度が委託設計で来年度が工事というふうに聞いております。この武道場は中学校の生徒だけではなくて、ほかの方たちで子どもの利用もするのではないかなというふうに思うわけでございますので、今年度は実施設計ですが、次年度になると工事等も始まってまいりますので、武道場を使ってみえる子どもたちにも周知をしていただきたいし、子どもたちが使っている影響のないような、そういうことをしていただきたいというふうに思います。

それで、最後でございますが、夏休み等の少年少女のスポーツ教室でも何か利用をされるということでお伺いをしておりますが、年間で大体武道場というのは生徒以外でどのぐらい利用されてるのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） これは来年度工事の施工を計画しているところでございます。

工事につきましては、当然児童生徒の利用、それからまた他への利用に配慮しつつ工事調整を行ってまいりたいと考えております。利用について具体的に何名利用しているという資料が大変申しわけございません、ちょっと今手元にないものですからこの場では答弁できない、申しわけございません。

○12番（水野千代子君） これは来年度工事が始まってからでまた質問をしたいというふうに思いますので、答弁は結構でございますので。本当に皆さんの利用しやすいような安全な武道場になるようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 大変申しわけございませんでした。ちょっと準備不足で答弁できないことをおわび申し上げます。

この実施設計において、やはり使いやすいものである必要、また安全である必要がございますので、そういった観点からしっかり実施設計をしまいいまして、来年度の工事につなげてまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第46号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま、一括議題となっております第39号議案から第46号議案までの8件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を来る6月26日までに取りまとめ、6月27日の本会議で報告願います。

委員会の会議場はお手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願います。

ここで日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、6月18日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。よって、6月18日の本会議は休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、6月18日の本会議は休会することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、6月27日、木曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いたします。

大変長時間御苦労さまでした。

散会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和元年6月17日

議 長

議 員

議 員